

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株) 木本建設	徳島県阿南市椿町宝野99-2

2. 指名停止措置期間

平成27年11月25日 から 平成27年12月24日 1ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、(株)木本建設の従業員が、法定の除外事由がないのに平成26年6月28日、同社の資材置き場において、廃棄物である木片等約58キログラムを焼却した事実に対して、平成27年1月7日付けで阿南簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で罰金の略式命令を受けたものである。

このことにより、平成27年10月6日に徳島県知事から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分(産業廃棄物収集運搬業許可の取消し)を受けたとして、徳島県が平成27年10月13日に(株)木本建設に対して入札参加資格停止措置を行ったことにより判明したものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号の措置要件に該当する。

本件については、指名停止1ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井政勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高崎勝行 (内線2512)